

社会福祉法人新井田福社会理事、監事及び評議員報酬等規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人新井田福社会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。